

生徒議会細則

第1条

会則第17条をふまえ、付則1により生徒議会の細則を定める。

第2条

生徒議会は会則第17条3項および本細則第7条に規定する事項について、総会につぐ議決機関である。

第3条

本議会の構成は会則第17条1項の通りとするが、部長会代表は部長会長と同副会長の2名とし、顧問は生徒会系の教師があたる。

第4条

生徒議会は下記の役員を互選し職務を分担する。

議長(1名) 本部役員との連絡を密にし、議会を召集し、議事を進行する。

副議長(1名) 議長を補佐、代理し、定数を確認する。

書記(2名) 議事の記録と文書の保管にあたる。

第5条

議員の任期は原則として、通年とする。

第6条

生徒議会は顧問および生徒会長、議長が、それぞれ必要と認めた時、召集できる。

第7条

生徒議会は下記の事項を審議し、議決する。

- (1) 総会へ提出しなければならない議案
 - ① 生徒会本部役員の任免に関する事項
 - ② 生徒会年間行事計画と予算案、決算
 - ③ 会則および細則の改正案
 - ④ 部の設置及び廃合に関する事項
 - ⑤ その他生徒会に関する重要事項
- (2) 本部役員からの提案事項

(3) HR,部などからの提案事項

(4) 校長が要請する事項

第8条

生徒議会は議員の3分の2以上の出席をもって成立し,その議決は出席議員の過半数で決せられ,可否同数の場合は議長が決する。

第9条

出席議員の3分の2以上が,HRでの討議が必要と認めた議案は,HR審議を経てから決定しなければならない。

付則

1. この細則は昭和51年4月6日より施行する。
2. この細則の改正は生徒議会および生徒総会の承認を得なければならない